（附表１）認定医　取得のための単位一覧表

一般社団法人日本臨床歯科 CADCAM 学会　認定委員会

１．申請の要件（次のすべてを満たすこと）

（1）日本国歯科医師免許を有すること。

（2）申請時において継続して３年以上、本会の会員であること。

（3）推薦書を提出すること。所属支部長および指導医　各１通（計２通）とする。

（4）下記３の取得単位を満たすこと。

【暫定措置】本表の暫定期間は、令和８年度の申請をもって終了する。令和８年度の申請までは、次の取扱いによる。

（1）上記１（2）の会員歴（在籍年数）の要件は問わない。

（2）カテゴリー１および２について、第１回学術大会の年度まで遡り単位を認める。

（3）「夏フェス・支部会の一般口演・ポスター発表」は１０単位として算入する。

※カテゴリー１および２の必要単位を設けず総合３０単位とする取扱いは、令和８年度の申請には適用しない。上記３の必要単位欄のとおり、カテゴリー１で１０単位以上、カテゴリー２で１０単位以上を要する。

２．単位の算定

（1）単位の算入は、デジタル会員証への登録によるものとする。

（2）カテゴリー３（参加歴）については、デジタル会員証の本格運用が開始された 2024 年 4 月 1 日以降に取得したものを算入する。

（3）カテゴリー１および２については、デジタル会員証の本格運用が開始された 2024 年 4 月 1 日前に取得したものに限り、証憑の提出により算入することができる。

（4）会員資格を失った場合は、取得した単位は失効する。

３．取得単位

カテゴリー	項目	取得単位	必要単位
カテゴリー１（受講歴）	CCC ベーシックコース	２０単位	**１０単位以上**
	CCC ベーシックサテライト	各年度別表１	
	CCC アドバンスコース	各年度別表１	
	ISCD（１回につき）	１０単位	
	JSCAD 主催海外研修	１０単位	
カテゴリー２（発表歴）	学術大会一般口演	１０単位	**１０単位以上**
	学会誌（ジャーナル投稿）	１０単位	
	学術大会ポスター発表	１０単位	
	学術大会等依頼講演	１０単位	
	学術大会等企業講演	１０単位	
	夏フェス・支部会依頼講演	１０単位	
	夏フェス・支部会の一般口演・ポスター発表	５単位（暫定期間中は５単位→１０単位）	
カテゴリー３（参加歴）	年次学術大会	２単位	下限は設けない
	夏フェス・支部会参加	１単位	
	学術大会教育講演（認定医教育講習）	３単位	
		合　計	**３０単位以上**

※カテゴリー１（受講歴）について、同一のコースを複数回受講した場合は、初回の受講のみを単位の対象とする。

※複数人での発表は筆頭演者のみを単位の対象とする。

※旧 CCC アドバンスコースなどにおいて、ケースプレゼンテーションを実施した場合においては、認定審査における症例報告を免除する。

※旧 CCC アドバンスコースは２０単位、旧 CCC インプラントコースは１０単位として算入する。

※本会などにおいて特別な功績がある場合は、理事長の推薦により理事会で承認することがある。

４．申請書類

認定医審査施行細則第２条に定めるところにより、次の書類を提出する。

（1）認定医認定申請書（様式 1）
（2）取得単位等一覧表（様式 2・申請用シート）
（3）履歴書（様式 3）
（4）推薦書（様式 4／所属支部長１通・指導医１通）
（5）患者同意書（様式 5）
（6）申請手数料の振込明細（振込人名義は個人名の表記とすること）
（7）症例報告の抄録（600 字～800 字）
（8）認定医審査用（症例報告）スライドデータ（PowerPoint または Keynote）および PDF

５．手数料

認定医制度施行細則第５条の定めるところによる。

附則

本表は、理事会の承認を経て令和 8 年 9 月 28 日から施行する。

（附表２）指導医　申請のための単位一覧表

一般社団法人日本臨床歯科 CADCAM 学会　認定委員会

１．申請の要件（次のすべてを満たすこと）

（1）日本国歯科医師免許を有すること。

（2）申請時において継続して５年以上、本会の会員であること。

（3）本会の認定医であり、申請時において認定期間中であること。

（4）推薦書を提出すること。所属支部長１通および指導医２通（計３通）とする。

（5）下記３の取得単位を満たすこと。

【暫定措置】本表の暫定期間は、令和８年度の申請をもって終了する。令和８年度の申請までは、次の取扱いによる。

（1）カテゴリー１および２について、第１回学術大会の年度まで遡り単位を認める。

（2）「夏フェス・支部会の一般口演・ポスター発表」は１０単位として算入する。

※上記１（2）の会員歴（申請時において継続して５年以上）は、暫定措置の対象としない。指導医の会員歴要件は本則のとおり適用する。

２．単位の算定

（1）単位の算入は、デジタル会員証への登録によるものとする。

（2）カテゴリー３（参加歴）については、デジタル会員証の本格運用が開始された 2024 年 4 月 1 日以降に取得したものを算入する。

（3）カテゴリー１および２については、デジタル会員証の本格運用が開始された 2024 年 4 月 1 日前に取得したものに限り、証憑の提出により算入することができる。

（4）認定医の申請時に使用した単位は、指導医の申請にも算入する。

（5）会員資格を失った場合は、取得した単位は失効する。

３．取得単位

カテゴリー	項目	取得単位	必要単位
カテゴリー１（受講歴）	CCC ベーシックコース	２０単位	**２０単位以上**
	CCC アドバンスコース	別表１	
	ISCD（１回につき）	１０単位	
	JSCAD 主催海外研修	１０単位	
カテゴリー２（発表歴）	学術大会一般口演	１０単位	**２０単位以上**
	学会誌（ジャーナル投稿）	１０単位	
	学術大会ポスター発表	１０単位	
	学術大会等依頼講演	１０単位	
	学術大会等企業講演	１０単位	
	夏フェス・支部会依頼講演	１０単位	
	夏フェス・支部会の一般口演・ポスター発表	５単位（暫定期間中は５単位→１０単位）	
カテゴリー３（参加歴）	年次学術大会	２単位	下限は設けない
	夏フェス・支部会参加	１単位	
		合　計	**６０単位以上**

※カテゴリー１で２０単位以上、カテゴリー２で２０単位以上を満たしたうえで、カテゴリー１～３で合計６０単位以上をもって申請する。

※カテゴリー１（受講歴）について、同一のコースを複数回受講した場合は、初回の受講のみを単位の対象とする。

※複数人での発表は筆頭演者のみを単位の対象とする。

※旧 CCC アドバンスコースは２０単位、旧 CCC インプラントコースは１０単位として算入する。

※本会において特別な功績がある場合は、理事長の推薦により理事会で承認することがある。

４．申請書類

（1）指導医認定申請書（様式 1-2）
（2）取得単位等一覧表（様式 2・申請用シート）
（3）履歴書（様式 3）
（4）推薦書（様式 4－2／支部長 1 通・指導医 2 通）
（5）指導医宣誓書（様式 7）
（6）申請手数料の振込明細（振込人名義は個人名の表記とすること）

５．申請の時期および審査

認定医に準ずる。申請の受付、審査の実施時期および審査の方法は、認定医審査施行細則の定めるところによる。

６．手数料

認定医に準ずる。認定医制度施行細則第 5 条の定めるところによる。

附則

本表は、理事会の承認を経て令和 8 年 9 月 28 日から施行する。

（附表３－１）認定医　更新のための単位等一覧表

一般社団法人日本臨床歯科 CADCAM 学会　認定委員会

１．更新の要件（次のすべてを満たすこと）

（1）更新時において継続して本会の会員であること。

（2）下記３の取得単位を満たすこと。

（3）認定更新ケースプレゼンテーションを提出すること（附表３－３。免除事由に該当する場合を除く）。

（4）更新手数料を納付すること（認定医制度施行細則第５条）。

２．単位の算定期間

（1）算定期間は、登録年月日の翌日（２回目以降の更新にあっては前回の算定期間の終期の翌日）から、更新期限の属する年度の 12 月 31 日までとする。会員資格を失った場合は、取得した単位は失効する。

（2）単位の算入は、デジタル会員証への登録によるものとする。

（3）カテゴリー３（参加歴）については、デジタル会員証の本格運用が開始された 2024 年 4 月 1 日以降に取得したものを算入する。

（4）カテゴリー１および２については、デジタル会員証の本格運用が開始された 2024 年 4 月 1 日前に取得したものに限り、証憑の提出により算入することができる。

３．取得単位

カテゴリー	項目	取得単位	必要単位
カテゴリー１ （受講歴）	CCC ベーシックコース	２０単位	カテゴリー１～３の 合計で１０単位以上 （更新時は、 カテゴリー別の 下限は設けない）
	CCC アドバンスコース	別表１	
	ISCD（１回につき）	１０単位	
	JSCAD 主催海外研修	１０単位	
カテゴリー２ （発表歴）	学術大会一般口演	１０単位	
	学会誌（ジャーナル投稿）	１０単位	
	学術大会ポスター発表	１０単位	
	学術大会等依頼講演	１０単位	
	学術大会等企業講演	１０単位	
	夏フェス・支部会依頼講演	１０単位	
	夏フェス・支部会の一般口演・ポスター発表	５単位	
カテゴリー３ （参加歴）	年次学術大会	２単位	
	夏フェス・支部会参加	１単位	
		合　計	**１０単位以上**

※カテゴリー１（受講歴）について、同一のコースを複数回受講した場合は、初回の受講のみを単位の対象とする。

※複数人での発表は筆頭演者のみを単位の対象とする。

※暫定期間の終了に伴い、「夏フェス・支部会の一般口演・ポスター発表」の暫定加算（５単位→１０単位）は適用しない。

※認定更新ケースプレゼンテーションの免除に用いた業績は、カテゴリー２の単位に算入しない（二重使用の禁止）。

４．更新申請の期限

（1）更新申請書類は、更新期限の属する年度の 12 月 31 日までに提出しなければならない。

（2）前項の期限を経過した場合も、3 月 31 日までは更新申請を受け付ける。この場合、当該年度の理事会に諮れないため、承認は次期理事会となり、認定証の交付は更新期限後となる。

（3）3 月 31 日までに更新申請を行わなかった者は、規則第 13 条第２号により資格を喪失する。

５．更新の猶予

更新申請を行った者のうち、要件を満たさない者については、認定委員会の審査を経て、理事会が１年間の更新猶予を決定することができる。猶予は１回に限る。猶予期間中は資格を継続する。猶予期間の満了までに要件を満たさない場合は、規則第 13 条第２号により資格を喪失する。次回の更新期限は、猶予の有無にかかわらず当初の更新期限から５年後とする。

６．更新申請書類

（1）更新申請書（様式 6）
（2）取得単位等一覧表（様式 2・更新用シート。掲載部分の写し（掲載予定の場合はその旨の記載）または免除事由を証する書類を添付）
（3）更新手数料の振込明細（振込人名義は個人名の表記とすること）

（附表３－２）指導医　更新のための要件一覧表

一般社団法人日本臨床歯科 CADCAM 学会　認定委員会

１．前提

指導医の更新は、認定医の更新要件（附表３－１）をすべて満たしたうえで、下記２の要件を満たすこととする。

２．役職等の要件（直近５年において）

区分	役職・役割	要件
①	本部理事	１期２年以上
	本部委員会	１つ以上・２年以上
	支部役員	２年以上
		上記のいずれか
②	学術大会実行委員	
	認定医認定審査委員	
		上記のいずれか　１回以上
③	CCC ベーシックコース講師（講演者）	
	CCC アシスタント	
	CCC アドバンスコース企画者	
	CCC アドバンスコース講師（講演者）	
		上記のいずれか　１回以上

５年の任期の間に①②③のいずれか１つを満たすこと。

３．更新できなかった場合の取扱い

（1）認定医の更新要件（附表３－１）を満たさない場合は、認定医および指導医の資格を喪失する。

（2）認定医の更新要件を満たしたうえで、上記２の要件のみを満たさない場合は、指導医の資格を喪失し、認定医の資格は存続する。

※指導医は認定医を前提とする上位の資格であるため、認定医の資格を失った場合は指導医の資格も失う。

４．更新の猶予

附表３－１の５に定めるところによる。猶予期間中は指導医の資格を継続するため、認定医申請の推薦書を作成することができる。

（附表３－３）認定更新ケースプレゼンテーション規定

一般社団法人日本臨床歯科 CADCAM 学会　認定委員会

第１条（目的）　この規定は、認定医および指導医の更新にあたり、症例を通じて臨床能力を確認することを目的とする。

第２条（提出物）　提出物は、本会学会誌に投稿する症例報告論文とする。

第３条（症例の要件）　IOS および CAD/CAM を活用して処置を行った症例１症例とし、診査・診断から治療完了までの一連の流れを含むものとする。

第４条（形式）　本会学会誌の投稿規定によるものとする。

第５条（充足の時点）　本会学会誌の発行をもって、本規定の要件を充足したものとみなす。ただし、更新申請の時点において発行が更新期限後となる見込みである場合は、取得単位等一覧表（様式２・更新用シート）に「投稿済み（掲載予定）」と記載して申請することができる。この場合、発行後速やかに当該掲載部分の写しを認定委員会に提出しなければならない。更新期限までに発行に至らなかったときは、附表３－１の５（更新の猶予）による。

第６条（提出期限）　更新期限の属する年度の前年度に開催される年次学術大会について、その開催月の前月末日までに投稿を完了すること。年次学術大会が例年どおり 12 月に開催される場合は、11 月 30 日とする。

第７条（不採択の場合）　査読委員会の審査により不採択となった場合は、再投稿を認める。再投稿の回数は制限しない。更新期限を経過する場合は、附表３－１の５（更新の猶予）による。

第８条（著者）　複数著者による場合は、筆頭著者のみを本規定の対象とする。

第９条（認定医と指導医の重複調整）　認定医および指導医の資格を併有する者が本規定による論文を投稿した場合は、当該１件をもって認定医および指導医の双方の更新要件を満たしたものとする。指導医の更新のために別途の提出を要しない。

第 10 条（免除）　直近５年において、下表の事由に該当する者は、本規定による提出を免除する。この場合において提出すべき証明書類は、第 12 条による。

第 11 条（二重使用の禁止）　前条の免除に用いた業績は、附表３－１のカテゴリー２の単位に算入しない。

第 12 条（免除に係る証明書類の提出）　第 10 条の免除の適用を受けようとする者は、当該業績を証する書類（抄録集、プログラム、講演依頼状等の写し）を更新申請書類に添付しなければならない。

２　前項の書類が添付されていない場合は、認定委員会は期限を定めて補正を求めることができる。当該期限までに補正がされないときは、当該業績を免除事由として認めない。

別表　認定更新ケースプレゼンテーション免除事由

区分	免除事由
学術大会	一般口演
学術大会	ポスター発表
学術大会	依頼講演
夏フェス・支部会	依頼講演、一般口演またはポスター発表
CCC	ベーシックコース講師（講演者）
CCC	アドバンスコース講師（講演者）・企画者
その他	上記に準ずるものとして理事会が承認したもの

※いずれも直近５年において１回以上をもって免除する。

※いずれも筆頭演者または単独講演者に限る。

※学会誌へのジャーナル投稿は本規定による提出方法そのものであるため、免除事由には含めない。

※免除の適用を受ける場合に提出する証明書類は、第 12 条による。

附則

本規定は、理事会の承認を経て令和 8 年 9 月 28 日から施行する。

本規定の変更は、理事会の承認を必要とする。